

ふじみ野市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第5項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年9月30日

ふじみ野市監査委員 竹 松 紘一郎

同 小 高 時 男

第1 請求人  
(省略)

第2 請求の要旨

請求人提出の措置請求の内容は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨 (原文のまま掲載。ただし事実証明書は省略。) (以下「本件請求①」ないし「本件請求④」とする。)

①ふじみ野市令和元年度一般会計決算において、款7商工費から款5労働費へ616,000円を流用した事は、地方自治法第220条第2項に明らかに違反である。

②ふじみ野市長は、地方自治法第2条16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務をしてはならない」に違反している。

③違反している「令和元年度一般会計決算」は、地方自治法第2条第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」にもかかわらず、「令和元年度一般会計決算」をふじみ野市議会令和2年度9月定例議会に提出した。

④ふじみ野市長は、違法・無効状態の「令和元年度一般会計決算」について、市民に原因、再発防止の対策を明らかにし、市民に対し説明、報告をする必要がある。これを請求する。

(2) 事実を証する書面

予算流用申請書 (写し)

第3 請求書の受理

令和3年8月10日付けで提出されたふじみ野市長に関する職員措置請求書 (以下「本件請求」とする。) については、同日付けでこれを受理した。

第4 監査の実施

1 監査期間

令和3年8月17日から令和3年9月28日まで

2 監査方法

法242条第5項及びふじみ野市監査委員監査基準に準拠にし、書類調査及び意見陳述により監査を実施した。

3 監査実施場所

監査委員室並びに本庁舎 2 階 A 2 0 1 会議室及び 5 階大会議室

4 監査対象部課

総合政策部財政課及び市民活動推進部産業振興課

5 請求人の証拠提出及び陳述

(1) 請求人に対して、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、令和 3 年 8 月 3 0 日に証拠の提出及び意見陳述の機会を与えた。請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 請求人の陳述の要旨

① 地方公共団体には団体自治と住民自治がある。その中で、市長は執行権、議会には議決権を与え、その権限を均衡させ、適正で効率的な行財政の運営をしている。

② 市長は予算についてみれば編成権、提案権、執行権があり、議会の議決がなければ執行できない。

③ この事件は明らかに違反であり、違法、無効の決算である。決算審査を 1 年経過しても違法、無効の決算であったことを市民に説明、報告もない。二度と起こさない覚悟を示す必要がある。

④ 今回の決算を知らないでやっていたのであれば、市町村議会の作った冊子を読んでほしい。知っててやったのであれば執行権と議決権を無視したことになる。二度とこういうことがないように知らないのなら読んでほしい。

⑤ 憲法、地方自治法に基づいたふじみ野市政にしていく覚悟が必要。

(3) 監査委員からの質疑応答の要旨

①法第 2 4 2 条第 1 項において、どの項目での請求内容となりますか。  
⇒違法な公金の支出も当てはまる。違法に款を超えての流用なので、違法な支出である。

②違法または不当な財務会計行為による損害として、市はどれくらい損害を被り、また、どのくらいの損失により、市民に影響を与えたのですか。

⇒多大な信用失墜を与えた。金額の問題ではなく、心の問題、精神の問題で、多大な被害を与えた。

6 関係人の証拠提出及び陳述

(1) 令和 3 年 8 月 1 7 日付け監査対象部課に対し資料提出及び陳述に代えて質問事項への回答を依頼し、令和 3 年 8 月 3 0 日付けで提出があった。

(2) 質問事項回答要旨

① 予算流用担当課は、法令内容を失念し、流用協議書を提出した。

- ② 流用決定担当課は、法に抵触する認識は普段からあったが、電算システムで制御されているといった誤った認識に加え、当該システムを過信し見落とした。
- ③ 令和2年第3回ふじみ野市議会定例会予算・決算常任委員会市民・都市分科会において、委員の発言によって認識した。
- ④ 今回の原因は、法令内容の失念及び流用の集中期かつ新型コロナウイルス感染症の対応にあたる状況の中で、類似した事業内容であったことに加え、システム制御が機能していなかったことが大きな要因である。
- ⑤ 再発防止対策として、法令等の再確認及びチェックの強化。システムの設定の再確認。流用協議に様式の機能強化等を行った。(12月議会にて答弁も行っている。)

(3) 提出資料

- ① 予算流用申請書(市民活動推進部産業振興課起票のもの)
- ② 令和2年第3回(9月議会)及び第4回定例会(12月議会)における当該事案に係る会議録

## 第5 監査の結果

### 1 主文

本件請求は却下とする。

### 2 理由

#### (1) 関係法令

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

地方自治法

第2条 略

2～15 略

16 地方公共団体は、法令に違反してその事務をしてはならない。  
なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

17 前項の規定により違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。

第220条 略

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところ

ろにより、これを流用することができる。

3 略

第233条 略

2 略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(2) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

- ① 令和2年1月27日付けで、款7商工費から款5労働費への流用  
手続申請の上、令和2年1月27日決裁の上、流用を行った。
- ② 流用手続きの際、本来システム制御がかかり、款またぎの流用が不  
可能にもかかわらず、その制御がきいておらず、流用ができてしま  
った。
- ③ 流用申請した時点において、流用担当課は款またぎでの流用がで  
きないという法令内容を失念していた。また、流用決定担当課は、款  
またぎであることを見落とし、流用決定を行った。
- ④ 款またぎであることを見落としした流用も含め令和元年度一般会計  
決算書を調製の上、令和元年度一般会計決算として、令和2年9月  
議会へ上程した。

(3) 監査委員の判断

ア 本件請求①及び②について

本件請求①及び②は、ふじみ野市令和元年度一般会計決算において、  
款7商工費から款5労働費へ616,000円を流用した事実にかかる  
ものであるところ、同流用についての流用申請書における流用決定  
日は令和2年1月27日となっており、本件請求の提出日は令和3年  
8月10日であるため、当該行為のあった日からは1年以上経過して  
いる。

住民監査請求をすることができる期間について、法第242条第2項  
は「(略) 当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したとき  
は、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、こ  
の限りでない。」と規定している。

そこで、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」の  
有無の判断となるが、最高裁判所は、「(略) 特段の事情がない限り、当該

地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当の期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。(略)」(最高裁平成14年9月12日判決)と判示している。

したがって、「正当な理由」の有無は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。

本件請求に関して、令和元年度一般会計歳入歳出決算は、令和2年第3回ふじみ野市議会定例会(9月議会)に提出されており、委員会、本議会で審議、認定され、動議による附帯決議において全員賛成で可決されている。なお、提出された議案(決算書含む)は、告示後に閲覧に供され、また、ホームページにも掲載されている。さらに、款をまたぐ流用に関する内容が令和2年9月25日付け朝日新聞等で新聞報道されているところである。

その中で、「正当な理由」における「当該行為の存在及び内容を知ることが出来たと解される時から相当な期間内」の判断については、「財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、4箇月経過後に提起された監査請求は相当な期間にない」(最高裁昭和63年4月22日判決)とされ、「新聞報道から3箇月余り経過した住民監査請求は相当な期間内にされたものということとはできない」(京都地裁平成9年1月17日判決)とされている。

以上のことに照らし合わせると、本件請求は、財務会計上の行為とした流用決定日は令和2年1月27日となっており、決算書が閲覧可能な時期や新聞報道がされた時期(令和2年9月)を鑑みても、4箇月以上経過しており、請求期限である1年及び当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求したとはいえず、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」は見当たらない。

したがって、本件請求は、監査請求期間経過後にされたもので、不適法であると判断できる。

#### イ 本件請求③及び④について

本件請求③及び④は、「違反している「令和元年度一般会計決算」は、地方自治法第2条第17項「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」にも関わらず「令和元年度一般会計決算」をふじみ野市議会定例会に提出した。」というものである。この点、地

方自治法に定める住民監査請求制度は、当該普通地方公共団体の執行機関（長、委員会、委員）または職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為または、財産の管理を怠る事実について、住民が監査委員に対し、当該行為の防止是正をし、若しくは当該怠る事実を改め、または当該行為若しくは怠る事実によって被った損害を補填するために必要な措置を求めるための制度となっている。さらに、法第242条第1項に定める財務会計上の行為及び財産の管理を怠る事実とは、「違法若しくは不当な公金の支出」、「違法若しくは不当な財産の取得・管理・処分」、「違法若しくは不当な契約の締結」、「違法若しくは不当な債務その他の義務の負担」、「違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠る事実」、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」であり、特定の財務会計上の行為に限定されている。

したがって、請求人の主張する「違反している決算書を市議会に提出した」という行為は、法242条第1項に規定する財務会計上の行為または財産の管理を怠る事実には該当しない。

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項及び第2項に基づく請求とは認められないため、法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和3年9月30日

ふじみ野市監査委員 竹 松 紘一郎

ふじみ野市監査委員 小 高 時 男